

記者発表資料
平成20年11月18日
こども青少年局青少年育成課長
泉 誠
電話 671-2297

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

本件については、八都県市で同時発表しています。

## 八都県市首脳会議「店舗型異性紹介営業(いわゆる「出会い喫茶」)の法規制の実施等に関する要望」の実施について

11月12日に開催された第54回八都県市首脳会議において合意された、「店舗型異性紹介営業(いわゆる「出会い喫茶」)の法規制の実施等」について、松沢神奈川県知事が、八都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市)を代表して、国に対して要望(要望内容は、別添のとおり)を実施しますので、お知らせします。

なお、面会時間及び面会者は国会日程等により変更の可能性がありますのでご了承ください。

### <日時及び面会者等>

平成20年11月20日(木)

17:15 小淵 優子 内閣府特命担当大臣(少子化対策・男女共同参画担当大臣)  
内閣府

(場所)大臣室(内閣府本府3階 千代田区永田町1-6-1)

18:00 吉村 博人 警察庁長官 警察庁

警察庁長官については、相手方の都合により取材できません。

### <取材について>

取材については、会談中の取材はできませんが、冒頭の頭撮りは可能です。

取材を希望される場合は、11月19日(水)16:00までに社名及び記者氏名を神奈川県政策部広域行政課(電話045-210-3154 広域連携班)まで必ずご連絡ください。

取材を行うためには、自社の写真付きの社員証をお持ちになるとともに、カメラの場合は腕章、ペンの場合は腕章もしくは国会記者証をご持参ください。

なお、集合場所等については、個別にご案内いたします。

## 店舗型異性紹介営業(いわゆる「出会い喫茶」)の法規制の実施等について

現在、「出会い喫茶」という営業が大都市圏を中心に広がっており、これに伴い、利用した青少年が児童買春やわいせつ行為の被害者となる事件も多発しています。

「出会い喫茶」は、料金を支払った男性客が店内にいる面識のない女性を指名し、合意すれば店外に連れ出すことができるというもので、現在のところ「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。)などの規制対象とはなっておりません。

こうした状況に鑑み、首都圏の各自治体では独自の条例などによる取組を進めているところですが、今後、こうした法の隙間を縫った極めて悪質な営業が、全国各地で展開されることが十分に想定されるため、青少年の保護、清浄な地域環境の保持の両面から、全国一律に規制し、また、青少年が利用することのないよう啓発することが必要です。

そこで、国におかれては、

- 1 「風営法」の改正により「出会い喫茶」を全国一律に規制すること
- 2 保護者や青少年に対し、「出会い喫茶」の危険性などについて周知啓発を行うこと

を早期に実施されるよう強く要望します。

平成20年11月12日

内閣府特命担当大臣 小淵 優子 様  
警察庁長官 吉村 博人 様

### 八都県市首脳会議

座長	横浜市 長	中 田	宏
	埼玉県 知事	上 田	清 司
	千葉県 知事	堂 本	暁 子
	東京都 知事	石 原	慎太郎
	神奈川県 知事	松 沢	成 文
	川崎市 長	阿 部	孝 夫
	千葉市 長	鶴 岡	啓 一
	さいたま市 長	相 川	宗 一